

第3章 水の貯留・かん養機能の維持・向上

1 森林の保全及び整備を通じた水源地域の保全

我が国の森林面積は2,510万ha（平成18年度末（2006年度末）現在）であり、国土に占める割合は約67%となっている。森林は、木材生産等の経済的機能のほか、山地災害の防止、自然環境の保全及び形成など、多面的機能を有している。特に、水源地域の森林は、水源のかん養、ダム貯水池への流入土砂の軽減などの機能を有しており、その整備及び保全による機能の維持向上が重要である。

戦後造成された人工林が成熟しつつあり、水源のかん養等の機能の維持向上を将来に渡って図っていくためには、100年先を見通した多様で健全な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。特に、今後急増する高齢級の人工林については、立地条件に応じ、間伐の実施はもとより、広葉樹林、針広混交林、大径木からなる森林へと誘導する多様な施業を推進していくことが重要である。

また、水源の保全は、流域住民による森林等の適正な管理や不法投棄に対する監視など、生活の中での主体的取組みによって支えられている側面も大きいものと考えられ、こうした活動についてより積極的に評価、支援することが必要となっている。また、水源地域の持つ豊かな自然環境や伝統文化を活用することなどにより、水源保全を担う地域の活性化を図り活力を維持していくことも重要な課題となっている。さらに、水源かん養機能などをもつ森林の保全をまちづくりの柱とする様々な活動が行われ、水源保全につながる地域活性化が図られている。

2 水源地域対策

(1) ダムと水没者対策の始まり

水資源開発を行うためには、ダム・堰といった構造物の設置が必要になり、その構造物の設置により、多くの水没世帯が生じ、そのため特別の対策が必要となる場合がある。

堤高15m以上という現在のダムの定義に該当する日本初のダムは、7世紀初め飛鳥時代に灌漑用に造られた大阪府の狭山池（さやまいけ）である。8世紀初頭には香川県の満濃池（まんのういけ）が築造されており、後に空海が修築したことでも知られている。日本初のコンクリートダムである兵庫県の布引（ぬのびき）ダム（堤高33m）が完工したのは、それから千年以上経った明治33年（1900年）であるが、その後徐々に堤高の高い利水ダムが造られるようになり、昭和6年（1931年）には水没世帯が千戸近い東京都の小河内（おごうち）ダム（堤高149m）の建設が発表された。日本のダムの歴史は長いですが、補償などの水没者対策の重大性が認識されたのはこれが初のケースとされている。

昭和20年（1945年）9月の枕崎台風（死者・行方不明者3,756人）を始めとして、戦後は昭和22年（1947年）のカスリーン台風、昭和23年（1948年）アイオン台風、昭和25年（1950年）ジェーン台風と大災害が連続した。一方、経済復興のネックは電力不足とされ、電力ダムの建設の気運が高まった。昭和26年（1951年）の9電力会社の発足に続き、翌年電源開発株式会社が設立された。昭和31年（1956年）に佐久間ダムの建設により同社の佐久間発電所が運転開始に至ったが、当時としても異例の速さで補償交渉が妥結した事例である。昭和32年には特定多目的ダム法が制定され、治水と発電、上水道、工業用水道等の用途を持つ多目的ダムの建設が本格化することとなった。

昭和28年(1953年)には西日本、特に北部九州を中心に1,013人の死者・行方不明者を出す災害が発生した。この災害を受け、筑後川上流域では松原・下笠(しもうけ)ダムの建設が計画されたが、昭和33年(1958年)に熊本県小国(おぐに)町の水没地域住民が下笠ダム反対を表明し、いわゆる「蜂の巣城紛争」が始まった。13年余りの反対運動の後、昭和47年(1972年)にはダムの完成に至ったが、一連の経緯はダム事業史上の重大事として今日も記憶されている。

これを機に昭和37年(1962年)には、個人所有の土地への一般補償に関し「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。翌年、取用交換の際の所得税の特別控除制度が創設され、昭和42年(1967年)には道路等の公共物の補償に関して「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」が閣議決定され、補償の制度は整った。

(2) 水源地域対策特別措置法の制定と改正

① 水源地域対策特別措置法の制定

昭和48年(1973年)にオイルショックが発生した当時、日本全体が列島改造ブームに湧いていた。大都市圏をはじめ地方でも水資源の不足が懸念され、数多くのダム建設計画があった。

建設予定地の大半は過疎化・高齢化が進行中の農山村であったが、水没地域の住民にとってダム建設は土地や家屋等のみならず地域のコミュニティも失わせることを意味し、補償制度が確立された後とはいえ抵抗は強かった。住居移転後の新生活への不安もぬぐえないことに加え、下流地域の住民のみが治水・利水面で受益することに対する犠牲的な感情、不均衡感も高まっていた。

こうした状況を打開しダムの円滑な建設を推進するためには、水没関係者の生活再建を支援するとともに、ダムの建設により著しい影響を受ける水源地域の影響緩和や活性化を図るための各種措置を講じることが不可欠と認識された。その結果、昭和47年(1972年)の衆参両院における附帯決議及び全国知事会の要望を受け、水源地域対策特別措置法(以下「水特法」という。)が、昭和48年(1973年)10月に公布され、翌年4月に施行された。平成23年度末(2011年度末)時点で水特法の適用を受けたダム等は97に上っている。

② 水特法に基づく措置(参考3-2-1~参考3-2-4)

水特法に基づく措置は、水源地域整備計画による整備事業、固定資産税の不均一課税に伴う措置、水源地域の活性化のための措置等で構成されている。

a. 水特法に基づく水源地域整備計画による整備事業は、ダム及び湖沼水位調節施設の建設による水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、地域の振興を図るため、土地改良、道路・林道、下水道等の生活環境及び産業基盤等の整備並びにダム貯水池等の水質の汚濁を防止する事業を行う。なお、水没規模が特に大きなダム等の開発事業については補助率の嵩上げがある(第9条)。

b. 固定資産税の不均一課税に伴う措置は、水源地域内において新增設された製造業及び旅館業の用に供する建物等に係る固定資産税を市町村が減額した場合、当該市町村の税収減額分に対して地方交付税により補填する措置である。

③ 平成6年（1994年）6月の水特法の一部改正

本改正の第一のポイントは、ダム貯水池の水質汚濁を防止するために必要不可欠とされる事業について、水源地域以外の上流地域においても必要に応じて実施することが可能となったことである（第1条及び第5条）。

第二のポイントは、水源地域内の産業の維持及び誘致による雇用の増進と地域経済の活性化を図ることを目的として、製造業及び旅館業に係る固定資産税を市町村が減額した場合、当該市町村の税収減額分に対して地方交付税による補填措置が講じられたことである（第13条）。

第三のポイントは、国及び地方公共団体は、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとの努力規定が定められたことである（第14条）。

④ 平成6年（1994年）6月の法改正を受けた税制措置の創設

水特法第14条を受けて平成8年度（1996年度）には、水源地域内に立地する製造業及び旅館業の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置が創設され（平成16年度（2004年度）廃止）、平成9年度（1997年度）には、水源地域内に立地する製造業及び旅館業の用に供するため新設又は増設された機械及び装置、建物等に係る所得税、法人税の特別償却制度が創設された。

⑤ 平成7年（1995年）6月の水特法施行令の改正

水源地域における高齢化の進行にかんがみ、水源地域整備計画に基づき実施しうる高齢者福祉関連事業の拡充を図るため、水特法施行令の一部を改正し、①老人デイサービスセンター、②高齢者生活福祉センター、③地域福祉センターを対象施設として追加した（施行令第2条）。

⑥ 水特法の適用実績と水源地域整備計画の施行状況

a. ダム指定等の状況

昭和49年（1974年）4月の水特法施行以降、平成24年（2012年）3月末までに指定された指定ダム等の数は、96ダム及び1湖沼水位調節施設（霞ヶ浦）の97である。そのうち26ダムと霞ヶ浦が補助率嵩上げの対象となっている。また、指定ダム等の所在道府県は38道府県である（図3-2-1、参考3-2-5）。

b. 水源地域の指定及び水源地域整備計画の決定状況

指定ダム等のうち、平成24年（2012）3月末までに、89ダムと1湖沼水位調節施設（霞ヶ浦）の90について水源地域の指定及び水源地域整備計画の決定がなされており、そのうち26ダムと霞ヶ浦が補助率嵩上げの対象になっている。

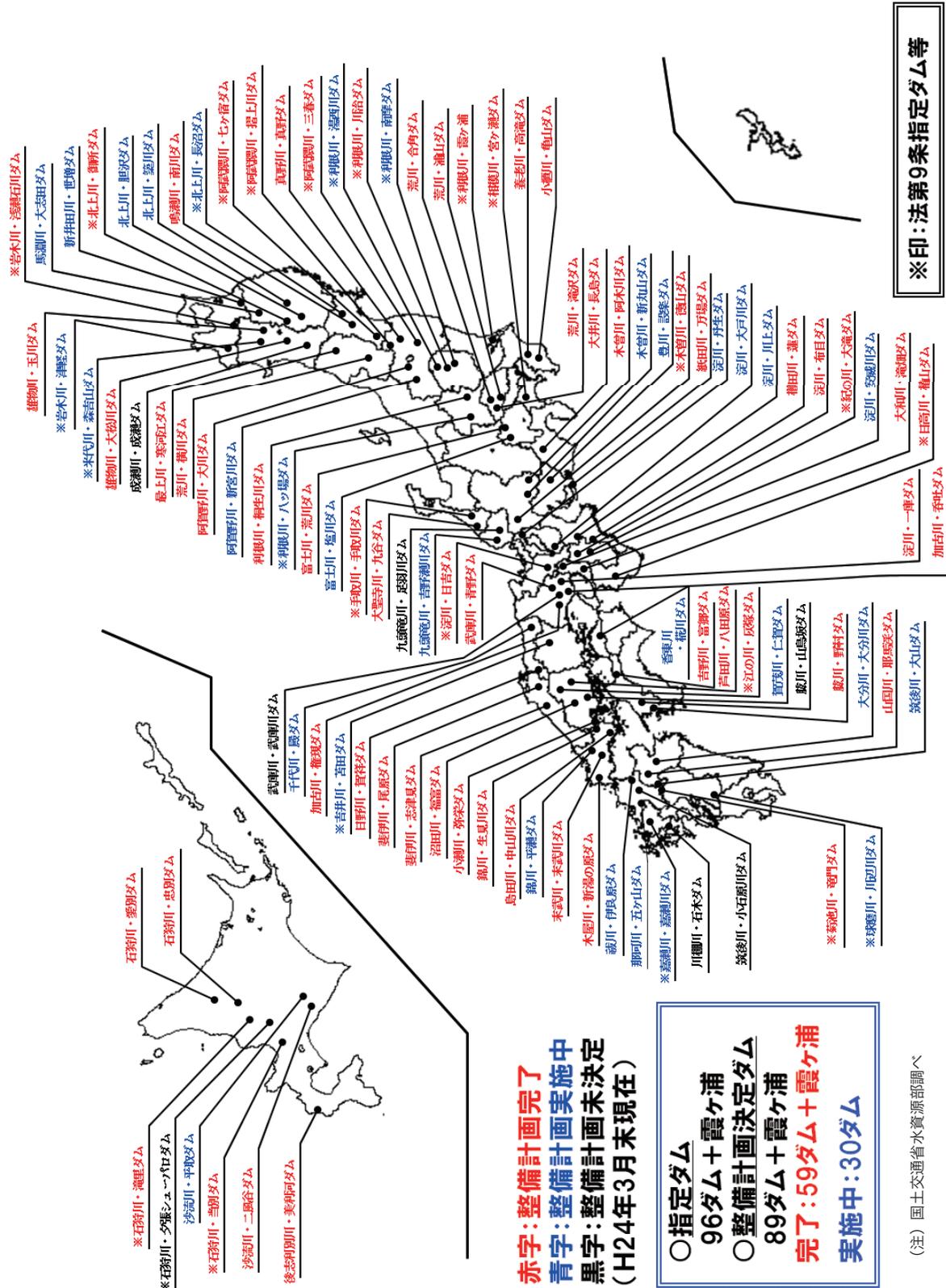


図 3-2-1 水特法指定ダム位置図

c. 水源地域整備計画の内容及び進捗状況

水源地域整備計画の内容はダム毎に様々であるが、事業費別では道路と土地改良の割合が大きく、この2つで総事業費の約62%、特に道路は約50%を占める(表3-2-1)。

なお、湖沼水位調節施設として水源地域整備計画による事業を行った霞ヶ浦については、下水道、畜産汚水処理等の水質保全対策を中心に事業を実施した。

平成24年(2012年)3月末で既に60ダム等が完了し、残る30ダムのうち19ダムについては、事業費ベース(補正後)で約75%以上の進捗率となっている(表3-2-2)。

負担者別割合は、国約45%、道府県約26%、市町村約28%、その他約2%である。

表3-2-1 水源地域整備計画総事業費の事業別構成比

整備の目的	事業の種類	構成比(%)
イ. 水没者の宅地・住居	1. 宅地造成	1.0
	2. 公営住宅	0.5
	小計	(1.5)
ロ. 産業基盤の整備	3. 土地改良	11.8
	4. 林道	5.0
	5. 造林	0.7
	6. 農林水産業共同利用施設	2.2
	小計	(19.7)
ハ. 生活環境の整備	7. 自然公園	0.4
	8. 簡易水道	4.2
	9. 下水道	6.1
	10. 義務教育施設	2.0
	11. 診療所	0.1
	12. 公民館等	1.7
	13. スポーツ・レクリエーション施設	5.8
	14. 保育所等	0.3
	15. 老人福祉施設	0.2
	16. 地域福祉センター	0.1
	17. 有線無線放送	0.1
	18. 消防施設	0.3
	19. 畜産汚水処理施設	0.2
	20. し尿処理施設	0.5
21. ごみ処理施設	0.4	
小計	(22.4)	
ニ. 関連する公共施設の整備	22. 治山	1.3
	23. 治水	5.3
	24. 道路	49.9
	小計	(56.5)
計	(89ダムについて)	100.0

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ。四捨五入により合計と一致しない。
 2. 構成比は水源地域整備計画決定時のもの。
 3. 指定湖沼水位調節施設(霞ヶ浦)は含まない。

表3-2-2 水源地域整備計画による事業の進捗状況

完了	75%以上	50%以上 75%未満	50%未満	合計
60	19	6	5	90

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ(平成24年3月末現在)。
 2. 数字は該当するダム等の数である。

(3) 水源地域対策のしくみ

水源地域対策には、①ダム事業者が行う補償、②水特法に基づく措置、③水源地域対策基金による生活再建対策等、④国のソフト施策等関連施策の4つの柱があり、相互に補完し合い、総合的な対策が講じられている（図3-2-2、図3-2-3）。

関連施策における国のソフト施策については、大別すると図3-2-4のとおりであり、ひとづくり、まちづくり等様々な面からの支援を行っているが、今後は水源地域の活性化のために、このようなソフト面からの支援がますます重要なものとなってきている。

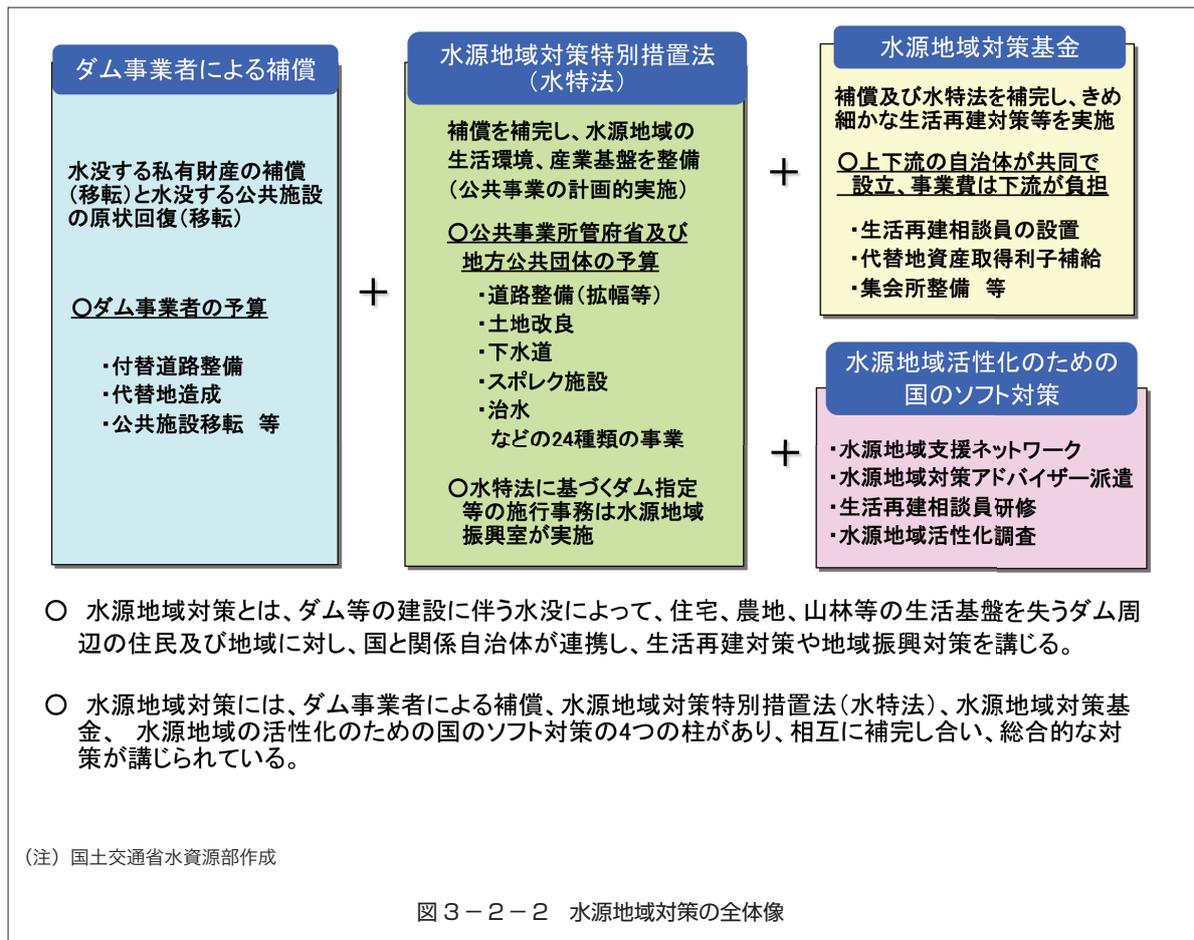




図 3-2-3 ダム建設における水源地域対策

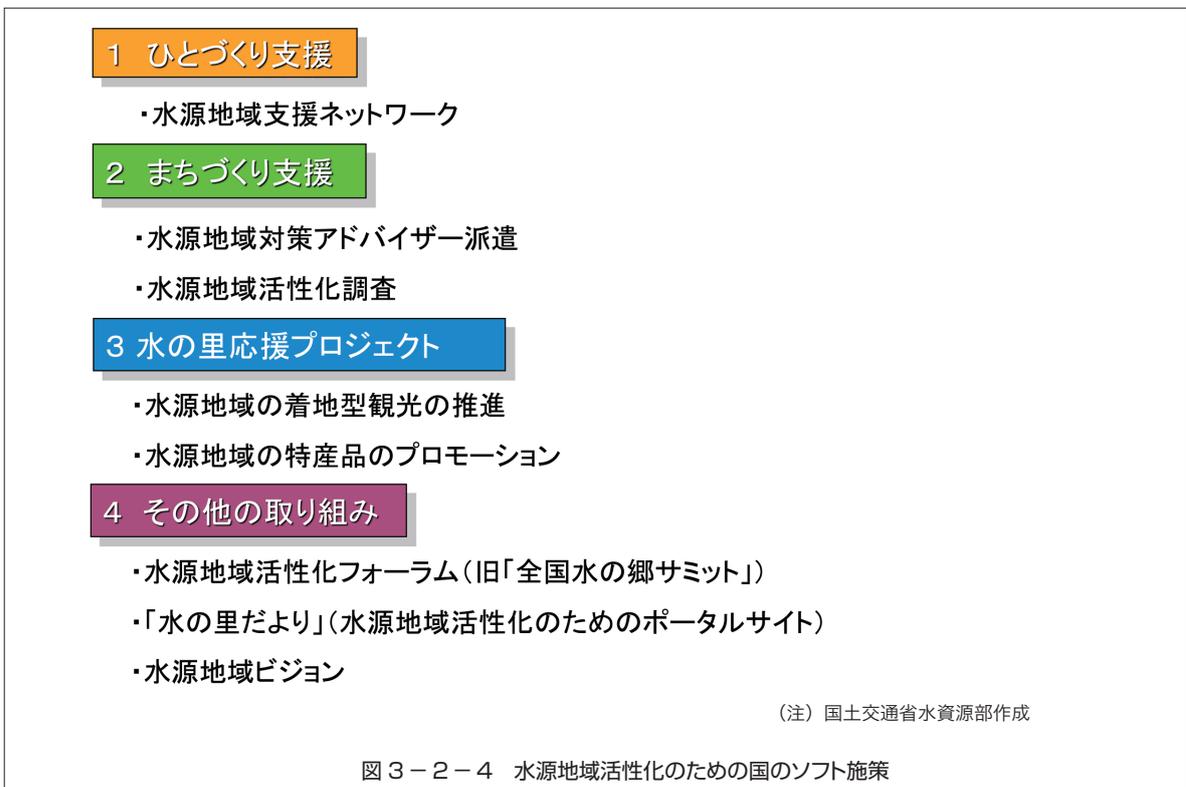


図 3-2-4 水源地域活性化のための国のソフト施策

(4) 水源地域対策基金による水源地域対策

水源地域対策基金（以下「基金」という。）は、ダムの治水、利水の受益を受ける下流の地方公共団体等からの負担金を基に上流の水源地域の生活再建・地域振興対策等を行うための仕組みである。水源地域と受益地域の地方公共団体等の合意のもとに、水特法を補完するきめ細かな水源地域対策を推進するため、水源地域と受益地域の関係地方公共団体を構成員とする基金が、昭和51年（1976年）の利根川・荒川水源地域対策基金を始めとして各地で設立されている。

基金には、水資源開発促進法の水資源開発水系（以下「指定水系」という。）に係るもの、複数県域に係るもの、単一県域に係るものの3分類がある（参考3-2-6）。

このうち、指定水系に係る5基金（利根川・荒川、木曾三川、筑後川、吉野川、豊川）及び複数県域に係る矢作川水源基金については、基本基金の造成に対し国が助成を行っている。

基金は、水源地域の市町村が行う主として以下の事業に対し助成を行っている（図3-2-5）。

- ① 水没関係住民の生活再建対策（生活再建相談員の設置、代替地等の不動産取得に係る利子補給等）
- ② 地域振興対策（集会所整備、生活道路改築等）

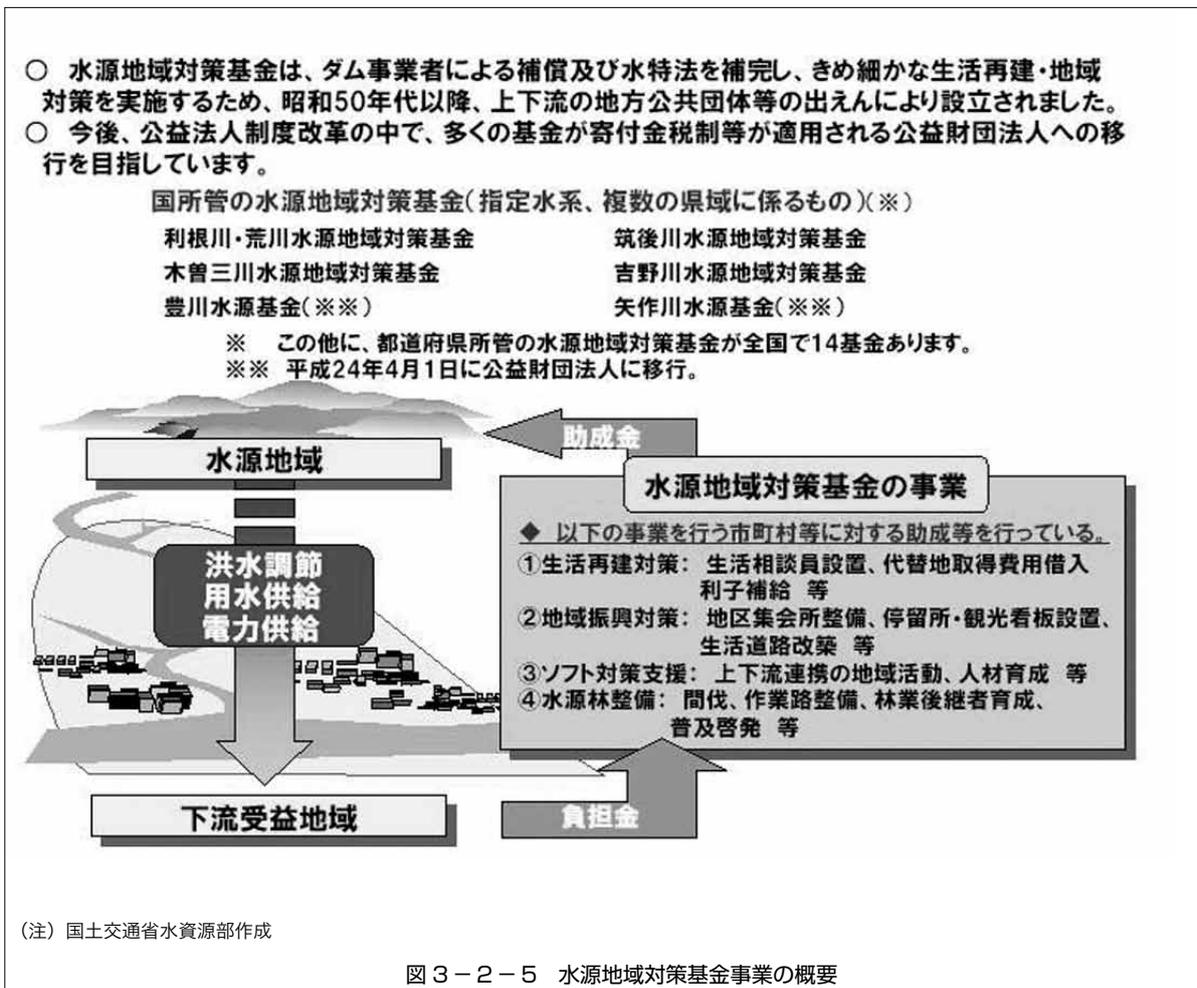


図3-2-5 水源地域対策基金事業の概要

- ③ ソフト対策支援（上下流連携、地域活動、人材育成等）
- ④ 水源林整備（水源林の保全のための間伐、作業路新設等）

また、水特法の指定を受けないダムについて、必要な水源地域対策を実施している基金もある。

なお、昭和63年（1988年）7月に、全国水源地域対策基金協議会が設立され、共通の課題について対応を行っている。

現在、平成20年（2008年）12月より始まった公益法人制度改革をうけ各基金は、公益財団法人への移行に向けた手続きを進めており、平成24年4月1日には豊川水源基金、矢作川水源基金が公益財団法人に移行した。

（5）水源地域の活性化のための国のソフト施策

水源地域は、水源を支える里として、また、日本のふるさとの原風景を遺す地域として、維持、保全が不可欠であるが、過疎化、高齢化が進む中で、集落、地域社会の疲弊が進んでおり、早急な対策が必要となっている。

水資源の起点としての水源の保全のためには、水源林の整備とともに、水源の山と森とダムを守り、支えている水源地域の活性化が急務であるが、そのためには、これまでのハード整備主体の地域対策に偏ることなく、ひとつづくりやまちづくりといったソフト対策を主体とする息の長い地道な地域対策が求められるようになってきている。

また、水源地域の力のみでは限界があることから、これまで以上に下流の理解と協力に立脚した上下流連携のさらなる強化や上下流一体となった広域的な地域活動に取り組むNPO、大学等との連携、協働なども必要となっている。

① 生活再建相談員研修（平成2年度（1990年度）～）

水没関係者にとって生活再建相談員は直接の相談窓口であり、安心感の醸成の上で不可欠な存在である。このため、国土交通省は、生活再建対策の一つとして、生活再建相談員を対象として、水没関係者との対応のノウハウ、補償・税制等の基本的知識、他の地域での生活再建の事例等に関する研修を実施している。

平成23年度（2011年度）の研修は、全国から5名の生活再建相談員等が参加して、国土交通省において開催された。

累計では、本研修を16回開催し162名が修了している。

② 水源地域対策アドバイザー派遣（昭和63年度（1988年度）～）

観光・レクリエーション、農山村振興、産業振興・工業立地、生活再建対策、イベント企画、流域連携の各分野の専門家を現地に派遣している。各アドバイザーは担当地域に出張して、地域の資源、社会的ニーズ、産業基盤の状況等を調査するとともに、地元地方公共団体代表、地元各種団体代表等との意見交換を行い、派遣地域のダム建設後の活性化の方向性や具体的手法、地元推進体制の在り方等について指導、提言を行っている。

平成23年度（2011年度）は、佐賀県吉野ヶ里町（五ヶ山ダム）に流域連携、イベント企画、観光・レクリエーション分野のアドバイザー、島根県雲南市（尾原ダム）に流域連携のアドバイザーを派遣した（図3-2-6）。

累計では、本事業を延べ45市町村において145名のアドバイザーを派遣している。

吉野ヶ里町での住民との意見交換



(注) 国土交通省水資源部作成

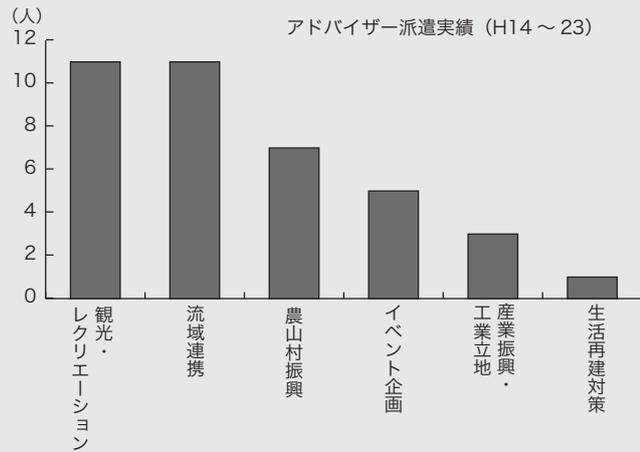


図 3-2-6 水源地域対策アドバイザーの派遣

③ 水源地域活性化調査 (昭和 62 年度 (1987 年度) ～)

本調査は、ダムが所在する水源地域の活性化のための活動の企画・立案・実施 (試行) および評価を行い、調査実施後も当該地域において自立的に取組みが継続していくための種を植え付けることを目的として実施している。

平成 23 年度 (2011 年度) は、大分県日田市 (大山ダム)、香川県高松市 (椋川ダム)、福井県越前市 (吉野瀬川ダム) において実施した。(表 3-2-3)。

累計では、本調査を 57 箇所で開催している。

表 3-2-3 平成 23 年度水源地域活性化調査実施概要

団体名	実施地域	ダム名	プロジェクト名	実施内容
しらやま振興会	福井県越前市	吉野瀬川ダム	いきいきしらやま水源地域里山保全再生事業	希少な野生生物が息づく豊かな自然環境に育まれた特産品の発掘や水源地域ならではの特色を活かした地域産品のブランディング (白山ブランド認証制度の確立等) や地域イベント (壺の市) の拡充等に取り組むとともにインターネットによる情報発信を行った。 また、地域住民と都市住民の交流と協働により、里山を保全すること等を目的とした体験型のモニターツアーを開催した。
NPO 法人しおのえ	香川県高松市	椋川ダム	塩江地域の観光資源 (人・自然・歴史) を活かした着地型観光の推進による地域活性化事業	ダム、温泉、水源地域の自然環境等を組み合わせた着地型観光の創出を行った。具体的には、地域と連携しサイクリングコースやハイキングコースの整備、季節の山菜採りや昆虫採取、農林業体験、農家民泊等の体験メニューの創出とモニターツアーの実施を行った。
NPO 法人 初島森林植物園 ネットワーク	大分県日田市	大山ダム	大山ダム水源林再生、水源地域活性化事業	大山ダム集水域全域、特にダム湖周辺部の森林を対象に、森林の公益的機能、特に水源かん養や生物多様性保全のための機能の維持・増進を目指した森林整備のあり方を検討した。 また、快適な里山森林空間を形成している地元へ愛される水源林とすることを目指し、上下流連携による植樹祭等を実施した。

(注) 国土交通省水資源部作成

④ 水源地域支援ネットワーク（平成23年度（2011年度）～）

現在、全国各地で水源地域の住民や団体が地域活性化に向けた様々な取組みを進めている。しかし、これらの取組みを進める中で各地の団体が、直面している課題や解決に向けた情報等の共有が行われる機会は少なかった。

そこで、水源地域におけるこのような取組みを促進するため、行政、有識者（研究者、専門家等）、関連業界（食品、旅行業界等）および各地の団体（NPO等）が、お互いの顔の見える関係の中で問題解決を図ると共に様々な知見や情報の双方向の共有を目的とした水源地域支援ネットワークの構築を進めている。

水源地域支援ネットワークキックオフ会議の開催

平成24年（2012年）3月に第1回水源地域支援ネットワークキックオフ会議を国土交通省で開催した。

会議には、全国21団体から有識者、食品、旅行業界、NPO等が集まり、ネットワークのあり方を議論すると共に、各地の取組みの紹介や問題解決のための情報共有や交流を行った。



⑤ 水の里応援プロジェクト（平成21年度（2009年度）～）

水源地域を保全し、自立を支援していくためには、住民の生活の糧となる地域の製品の販売促進や観光客の誘致が必要である。しかし、多くの地域においては、人材やノウハウ、資金等が十分ではないため、地域の魅力を売り出すブランドづくりやプロモーション面で思うような取組みが出来ていない実情がある。このため、水源地域の観光・特産品の魅力を全国の市場に伝え、訴求するための全国レベルのプロモーションを「水の里応援プロジェクト」として実施している。平成23年度（2011年度）は以下の取組みを実施した<トピック11 参照>。

- a. 観光に関するプロモーションの取組みとして、「“水のめぐみ”とふれあう水の里の旅コンテスト2012」を実施（表3-2-4）。
- b. 特産品に関するプロモーションの取組みとして、全国の水源地域における特産品に関する情報収集調査を実施し、都市部への販路拡大に向けた物産展等を食品流通業界と共同で実施。
- c. 平成7年（1995年）より開催されてきた全国水の郷サミットに替わり、水源地域活性化フォーラムを開催した。

表3-2-4 “水のめぐみ” とふれあう水の里の旅のコンテスト2012の受賞者等一覧

	受賞者	観光地域	受賞企画のタイトル
優秀賞	社団法人東根市 観光物産協会	山形県東根市	水がもたらす食文化体験 ～食卓の脇役が主役になった記念日～
奨励賞	しらやま振興会	福井県越前市 しらやま地区	源流の里で出会う、コウノトリと森のおいしい水 ～里山の、隠れた特産たくさん発見！～
	鹿児島県さつま町	鹿児島県さつま町 (川内川)	さつまりバーターリズム in 川内川 ～「旬体感」：農家民泊 & 川舟に乗ってホテルを見よう～
	都会と田舎を結ぶ 食育ネット	愛媛県南予地域 (内子町・大洲市)	水のみちをたどる旅 ～山をのぼり、川をくんだり、水と人とたわむる子どもたち～
特別賞 東賞 北賞	一般社団法人只見町 観光まちづくり協会	福島県奥会津	尾瀬から続く水の恵み 自然首都・只見 水の恵みと農村生活満喫プラン
日帰旅行賞	安曇野案内人倶楽部	長野県安曇野	安曇野・水辺のガイドウォークツアー ～名水百選の里・安曇野わさび畑湧水群と 田園風景を現地ガイドと巡り歩く～
	NPO 法人多摩源流こすげ	山梨県北都留郡 小菅村	源流体験

⑥ 「水の里だより」(水源地域活性化のためのポータルサイト)

全国の水源地域からの旬の情報を発信するために、国土交通省水管理・国土保全局水資源部ホームページに「水の里だより」を開設しており、新たに「水の里応援プロジェクト」のコンテンツを追加している。水源地域活性化に向けたツールとして活用していく。

⑦ 水源地域ビジョン

21世紀のダム事業・ダム管理においては、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード、ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されている。

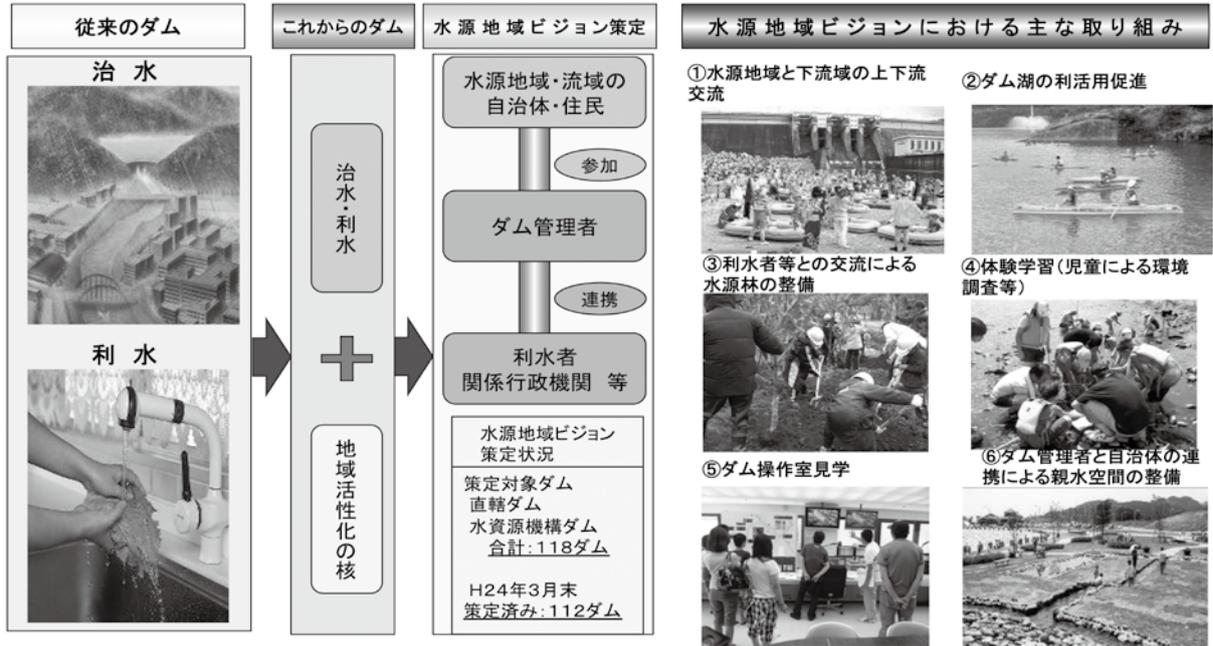
このため、平成13年度(2001年度)から国土交通省所管の直轄ダム及び独立行政法人水資源機構のダムについて、ダムごとに、水源地域の自治体等と共同でダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画「水源地域ビジョン」を策定・推進している(図3-2-7)。

水源地域ビジョンでは、ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備等地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策や水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等を行うこととしている。

これまでに全国の118ダムにおいて水源地域ビジョンの策定作業または推進が図られており、平成24年(2012年)3月末時点で112のダムにおいて策定されている(図3-2-8)。

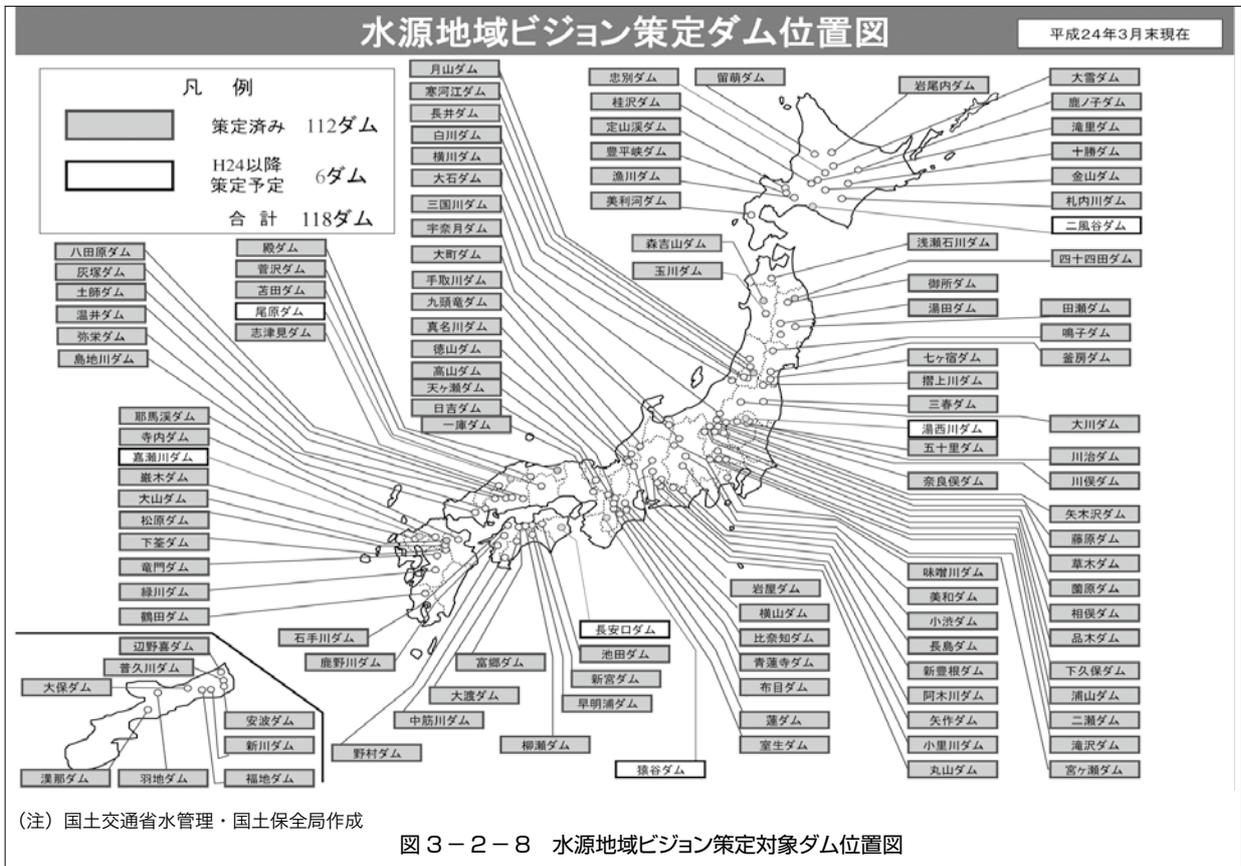
ダム水源地域ビジョン ~ダム水源地域の自立的、持続的な活性化を目指して~

水源地域や流域の自治体、住民及び関係行政機関が広く連携し、適切なダム管理及びダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図ることを目的に「ダム水源地域ビジョン(水源地域活性化のための行動計画)」を平成13年度から各ダムで策定を開始。



(注) 国土交通省水管理・国土保全局作成

図3-2-7 水源地域ビジョン



(注) 国土交通省水管理・国土保全局作成

図3-2-8 水源地域ビジョン策定対象ダム位置図

トピック
11

「水源地域活性化フォーラム」と
「“水のめぐみ” とふれあう水の里の旅コンテスト 2012」

○水源地域活性化フォーラム

“水資源の起点”となる水源地域の活性化のため、地域の自治体やNPO等関係団体などを対象とした、実践的なノウハウや戦略などを考えるきっかけの場、情報交換の場として、平成23年（2011年）12月に「水源地域活性化フォーラム」を開催しました。

今回のテーマは～水源地域における“地域づくり”のための戦略を探る～とし、地域づくりの手段として近年注目されている着地型観光の推進や、地域産品の都市部への販路の開拓等をテーマとして、各分野でご活躍の方々による講演や鼎談を行いました。



地域活性化フォーラムの様子

○“水のめぐみ” とふれあう水の里の旅コンテスト 2012

全国の水源地域や水文化の保全等に取り組む地域、「水の里」の魅力をもっとよく知ってもらうため、平成21年度（2009年度）より国土交通省と旅行業界が共同で「“水のめぐみ” とふれあう水の里の旅コンテスト」実施しています。

「水の里」の地元関係者が工夫を凝らした旅行企画を募集し、優れたものを表彰するとともに、旅行業界の協力によるPRを行い、水の里の地域活性化に貢献します。また、東日本大震災の発生を受けて、平成23年度（2011年度）のコンテストから新たに「東北特別賞」を設け、東北地方の復興を応援することとしました。



六田麩（山形県東根市）
（2012年優秀賞「水がもたらす食文化体験」より）
山形県東根市では良質な伏流水を使った「麩」の製造が、古くから行われている。



アンテナショップにおけるPR
（2011年大賞企画）